

令和4年 第3回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和4年3月25日 午後6時30分				
開会日時	令和4年3月25日 午後6時30分				
閉会日時	令和4年3月25日 午後8時15分				
開催場所	ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室				
教育長	朝倉 孝				
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者	
	1	富田信太郎	出席	教育部長 皆川 恒晴	主幹兼大井中央公民館長 内田 徳子
	2	丸山 昇	出席	教育総務課長 工藤 淳	主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 高崎 直成
	3	茂井万里絵	出席	学校教育課長 清水 篤史	主幹兼あおぞら学校給食センター所長 大高 修一
	4	西山 幸吉	出席	学校給食課長 桑子 恵美	
				社会教育課長 永倉 秀雄	
書記	教育総務課副課長 篠澤 亮		傍聴人数	0人	

会 議 概 要

議 事 等

第3号議案	令和4年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて（可決）
第4号議案	令和4年度ふじみ野市教育委員会工事計画を策定することについて（可決）
第5号議案	ふじみ野市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正することについて（可決）
第6号議案	ふじみ野市立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱い要綱の一部を改正することについて（可決）
第7号議案	ふじみ野市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正することについて（可決）
第8号議案	ふじみ野市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正することについて（可決）
第9号議案	ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正することについて（可決）
第10号議案	ふじみ野市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の運用基準を定めることについて（可決）

第11号議案	ふじみ野市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の運用基準を定めることについて（可決）
第12号議案	ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱の運用基準を定めることについて（可決）
第13号議案	ふじみ野市立小・中学校における働き方改革基本方針を改訂することについて（可決）
第14号議案	令和4年度ふじみ野市教育委員会職員人事について（可決）
第15号議案	ふじみ野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて（可決）
第16号議案	ふじみ野市文化財保護審議会委員を委嘱することについて（可決）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育相談室設置条例の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市立図書館条例の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例について）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市資料館条例の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市資料館条例施行規則の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市資料館運営協議会規則の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市資料館の資料に関する規則の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会の権限に属する事務の

報告事項	委任及び補助執行に関する規則の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会決裁規程の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会文書規程の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会公印規程の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情処理実施要綱の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正することについて）（承認）
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会嘱託員設置要綱の運用基準の廃止することについて）（承認）
報告事項	令和3年度ふじみ野市一般会計補正予算（第13号）について（承認）
報告事項	令和4年度ふじみ野市一般会計予算について（承認）
報告事項	令和4年第1回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について（承認）
(18時30分)	<b>○開会の宣告</b>
教育長	ただ今から、令和4年第3回定例教育委員会会議を開催いたします。
	<b>○会議録の承認</b>
教育長	まず始めに、前回の定例会会議録の承認についてです。
	事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。
各委員	(確認事項なし)
教育長	特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)

教育長	<p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。後ほど、委員の皆様のお署名をお願いいたします。</p>
教育長	<p><b>○教育長からの報告</b></p> <p>それでは、私から、何点か報告させていただきます。</p> <p>本日より、新しい教育委員の西山幸吉委員が、私どもとともに子どもたちのためにこの教育委員会会議で協議を始めさせていただきます。西山委員よろしくお願ひします。</p>
西山委員	<p>よろしくお願ひします。</p>
教育長	<p>2月以来、相変わらず新型コロナウイルスの関係で児童生徒の学級閉鎖等が続きました。お陰様で、各小中学校とも何とか卒業式は無事に終了することができました。残念ながら何人かは新型コロナウイルスの関係で欠席をしましたが、学校全体としては無事に終えることができました。</p> <p>なお、1つの中学校だけ、本日の修了式については学級閉鎖が1年生で出てしまい、その学級はオンラインで家庭に配信し、修了式に参加しましたことを報告いたします。原因は、1年生6人が感染し、その学級には4人の感染者がおり、学級の中での感染ではなく、ある塾の中で6人が感染したようでございます。</p> <p>各施設等においても特に大きな事故もなく、給食も最終が23日で無事に終了することができました。図書館・資料館においてもコロナの影響や大きな事故もなく、年度末を迎えさせていただいております。</p> <p>雑駁ではございますが、以上報告とさせていただきます。</p> <p>確認事項等はございますでしょうか。</p>
各委員	<p>(確認事項等なし)</p>
教育長	<p>それでは議事に入ります。本会議に提案させていただいた議事の件数は、議案14件、報告事項22件です。</p>
教育長	<p><b>○提案理由の説明</b></p> <p>それでは、教育部長から議案14件の提案理由をお願いします。</p>
教育部長	<p>(提案理由の説明)</p>

<p>教育長</p>	<p><b>○非公開の確認及び審議順序の変更</b></p> <p>議案等の審議に入る前に、委員の皆様には審議を円滑に進めるため、お諮りしたいことが3点ございます。</p> <p>1点目ですが、本日の提案いたしました議案の件数番号5番から件数番号10番までは、関連した内容であるため、一括審議として、順に続けて説明を行い、質問については一括して行い、採択については1件ごとに行いたいと思います。</p> <p>2点目ですが、件数番号12番は、人事案件のため非公開として最後に御審議いただきたいと思っております。</p> <p>3点目ですが、本日の報告事項の件数番号16番と件数番号19番、件数番号17番と件数番号20番及び件数番号24番から件数番号30番まで及び件数番号32番、件数番号18番と件数番号21番から件数番号23番までは、それぞれ関連する内容であるため、一括して順に報告させていただき、一括して質問を受け、一括して御了承をいただきたいと思っております。</p> <p>以上、3点ですが、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、そのように決定します。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○第3号議案</b></p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、第3号議案「令和4年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて」を議題といたします。</p> <p>本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>第3号議案、令和4年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて御説明いたします。</p> <p>この件につきましては、先月の定例教育委員会会議で報告事項として提出させて頂き、委員の皆様から御意見を頂戴しました。ありがとうございました。</p> <p>今回の議案は、前回、御指摘いただきました事項について修正をいたしました。21ページを御覧ください。③ふじみ野市版コミュニティス</p>

	<p>クール「地域協働学校」の推進の地域学校協働活動との連携で、令和4年度の目標値の「モデル校3校」について学校名を入れ修正しました。大井小、東原小、東台小になります。</p> <p>同じく27ページ②学びの成果を還元する仕組みの充実の「地域学校協働コーディネーター研修会の開催」のモデル校3校についても同様に修正しました。</p> <p>次に30ページになります、「⑦人権教育の推進」の「公民館」です。令和4年度の目標値が抜けていましたので修正しました。</p> <p>修正については以上です。なお、前回御意見をいただきましたヤングケアラーの支援についてですが、この件については、慎重に考える必要があることから今後の課題とさせていただきたいと思います。</p> <p>説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
丸山委員	<p>ヤングケアラーについては、埼玉県・さいたま市はケアラー条例を制定して具体的に動いています。ふじみ野市でもケアラー条例を作っていくということで、市長部局と連携していただいて何らかの形で、実現していただけたらと思います。</p>
教育長	<p>他に御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>他に御質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>第3号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第3号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p><b>○第4号議案</b></p>
教育長	<p>次に、第4号議案「令和4年度ふじみ野市教育委員会工事計画を策定することについて」を議題といたします。</p> <p>本議案の説明を教育総務課長より申し上げます。</p>
教育総務課長	<p>第4号議案、令和4年度ふじみ野市教育委員会工事計画を策定すること</p>

について御説明いたします。

議案を1枚めくっていただき、工事計画の一覧を御覧ください。

新年度に行う1件500万円を超える工事は7件です。

NO1の元福岡小学校防球ネット新設工事は、校庭南西側星和幼稚園との境の金網フェンスの支柱の根元が老朽化により腐食しております。また金網の複数個所に穴が開き少年野球のボールが幼稚園側へ入ってしまう状況です。既存フェンスを撤去し、新たにネットフェンスを設置するものです。

次にNO2福岡小学校駐車場整備工事です。校舎と校庭の間の駐車場について、現在、砂利敷きとなっており、複数個所に凸凹があります。良好な学校施設、安全性確保のため、砂利敷きからアスファルト舗装に整備するものです。

次のNO3大井小学校防球ネット新設工事は、南東側住宅地に少年野球等のボール飛んでいき住宅を破損させるなどの被害を防ぐためネットフェンスを新設するものです。

NO4とNO5は小学校校舎大規模改造工事です。

さぎの森小学校は、2か年工事の2年目最終工事です。令和4年度は、主に1、2階を中心に行い、天井・壁・床、照明などの内部改修、アスベスト除去含む外壁改修、電気・機械等の設備改修を行います。

鶴ヶ丘小学校は、2か年工事の1年目となります。屋上防水、外壁改修（アスベスト無）、天井、床、壁、家具などの内装改修、電気・機械・給排水等の設備改修、そしてトイレ改修などを行います。

次にNO6教育相談室空調機器更新工事です。

教育相談室のエアコンの老朽化が著しく、教育相談室内の空調設備一式の整備工事を行うものです。

最後にNO7調理室床塗装工事です。

あおぞら学校給食センターの調理室の床が、塗装の剥離や破損している箇所があるため、再塗装し、細菌の繁殖を防止するものです。

それぞれの予算額は、記載されたとおりでございます。

説明は以上です。

この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いし

教育長

丸山委員	<p>ます。</p> <p>7番目、あおぞら学校給食センターの床の塗装ですが、分離するという ことですね。</p>
あおぞら学校給食センター所長	<p>こちらにつきましては、調理場の床の剥離や破損している箇所があるた め、耐熱・防滑等を含めた全面塗装をするものです。</p>
丸山委員 教育長	<p>分けるということではないのですね。</p> <p>全てドライとなっています。</p> <p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員 教育長	<p>(なし)</p> <p>他に御質問がないようですので、お諮りします。</p>
各委員 教育長	<p>第4号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>賛成総員と認め、第4号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p><b>○第5号議案</b></p> <p>次に、第5号議案「ふじみ野市教育委員会職員の職の設置に関する規則 の一部を改正することについて」を議題といたします。</p> <p>本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p>
教育総務課長	<p>第5号議案、ふじみ野市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部 改正について御説明します。</p> <p>新旧対照表を御覧ください。令和4年度から新たに、特定任期付教育職 員としてG I G Aスクール推進主幹という職を加えるものです。</p> <p>この職の配置目的は、G I G Aスクール構想の推進に向けた市内小中学 校の指導体制の充実及び教職員のI C T活用能力の向上を図ることを目 的としております。</p> <p>主な業務内容は、市内小中学校におけるI C Tを活用した個別最適化さ れた学び、協働的な学びの推進に向けた校内研究及び授業等の指導・助言 などでございます。説明は以上です。</p> <p>御審議よろしく申し上げます。</p> <p>このG I G Aスクール推進主幹には、現大井中学校の榎本校長が今年度 で定年退職となりますので、この榎本校長がG I G Aスクール推進主幹と</p>
教育長	



	<p>して各学校を指導していくこととなります。</p> <p>この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
丸山委員	あれだけの実力がある方ですので、適任ですね。
教育長	機器やハードウェアについてのアドバイスというよりも、それを用いた指導法についてのアドバイスに重点を置いて、各学校を回っていただくこととなります。
	ほかに御質問はございますか。
各委員	(なし)
教育長	他に御質問がないようですので、お諮りします。
	第5号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	賛成総員と認め、第5号議案は、原案のとおり決定いたします。
	<b>○第6号議案</b>
教育長	次に、第6号議案「ふじみ野市立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱い要綱の一部を改正することについて」を議題といたします。
	本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	ふじみ野市立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱い要綱の一部を改正することについて御説明します。
	本要綱は、公務により出張を行う際、自家用自動車を使用することに関して必要な事項を定めたものです。
	第5号議案で、御審議いただいたGIGAスクール推進主幹となる教育委員会事務局職員が、各学校を巡回しながら支援をする予定でございます。その者は原則学校教育課の自席にはおらず、自家用自動車を公務使用し、毎朝、直接学校を訪問し、各学校を巡回するため、ふじみ野市立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱い要綱の一部を改正する案を資料のとおりお示しさせていただきました。御審議のほどよろしく願います。
教育長	先ほどの、推進主幹が週5日、全ての学校を回っていくこととなっております。そのための自家用車の公務使用を認めいただくための要綱の改正で

	<p>す。この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
各委員	(なし)
教育長	御質問がないようですので、お諮りします。
	第6号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	賛成総員と認め、第6号議案は、原案のとおり決定いたします。
	<p><b>○第7号議案</b></p>
教育長	次に、先ほどお諮りいたしましたとおり、件数番号5番、第7号議案「ふ
	じみ野市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関
	する要綱の一部を改正することについて」から件数番号10番、第12号
	議案「ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関す
	るハラスメントの防止等に関する要綱の運用基準を定めることについて」
	までを一括審議といたします。
	各議案の説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	第7号議案「ふじみ野市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメ
	ントの防止等に関する要綱の一部を改正することについて」から、第12
	号議案「ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関
	するハラスメントの防止等に関する要綱の運用基準を定めることについ
	て」まで、まとめて御説明いたします。
	ふじみ野市教育委員会ではこれまで、ふじみ野市立小・中学校における
	パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラ
	スメントの防止及び排除に努めてまいりました。過去、5年間さかのぼっ
	ても、市内小中学校における各種ハラスメントに関する訴えはございませ
	ん。
	このたび、令和3年10月25日付け教小第349号埼玉県教育員会教
	育長通知において、県立学校における各種ハラスメントの要綱及び運用基
	準が改正されたと連絡がございました。そのため、ふじみ野市においても、
	県立学校の要綱及び運用基準を参考に改正案を作成いたしました。
	第7号から第9号議案の主な改正点について御説明いたします。第7号

議案2 ページ目を御覧ください。改正前については、セクシュアル・ハラスメントを「行わないように注意しなければならない」としておりましたが、「してはならない」と改めました。校長が中心となり、全教職員がハラスメントを起こすことがないように、より強い表現となりました。その他、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについても同様に改めた表現としております。

第10号から第12号議案の運用基準につきましては、先ほど御説明をした各種要綱の改正した内容に準じて、改めて運用基準を定めなおしました。なお、各種ハラスメントに係る相談記録が残るよう、県の運用基準に準じて相談カードの様式を付け加えております。

また、改正前は教育長より、各学校長あてに「通達」しておりました。市長部局においても市長から「依命通達」をしておりましたが、このたび、関係課から職員への「通知」として取り扱うことと変更になったため、教育委員会としても市長部局同様、教育長からの「通知」として発出することに変更したいと考えております。新たに運用基準を定め、各学校長あてへ改めて「通知」を行うため、議案を提出いたしました。

この運用基準の通知でございますが、議決をいただきましたら4月1日付で校長宛に発出し、庁内の内部情報系システム及び学校が使用している校務支援システムにも保存をし、教育委員会事務局職員及び学校の教職員がいつでも確認できるようにする予定です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

各委員

(なし)

教育長

御質問がないようですので、順にお諮りします。

まず、第7号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

賛成総員と認め、第7号議案は、原案のとおり決定いたします。

教育長

次に、第8号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長	賛成総員と認め、第 8 号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	次に、第 9 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	賛成総員と認め、第 9 号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	次に、第 10 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	賛成総員と認め、第 10 号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	次に、第 11 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	賛成総員と認め、第 11 号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	次に、第 12 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	賛成総員と認め、第 12 号議案は、原案のとおり決定いたします。
	<b>○第 13 号議案</b>
教育長	次に、第 13 号議案「ふじみ野市立小・中学校における働き方改革基本方針を改訂することについて」を議題といたします。
	本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	令和 2 年 3 月の教育委員会会議で議決をいただいた「ふじみ野市立小・中学校における働き方改革基本方針」については、期間を令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日としておりました。
	この 2 年間の取り組み内容を学校教育課及びふじみ野市働き方改革推進委員会で評価し、内容等について見直しを行い、資料の通り修正、追加等を行いました。なお、県の基本方針についても令和 4 年 3 月 31 日までの期間と定めておりますが、現時点でまだ改訂されたという連絡はきておりません。本来であれば、県の基本方針を参考にするものではございますが、まだ改訂されていないため、県が令和 4 年 1 月に作成した業務改善ス

タンダードの取組を参考にしながら、改訂を進めさせていただきました。  
主に改訂した点について御説明いたします。

基本方針1 ページを御覧ください。令和2年度、令和3年度に行った取組みを追加しております。また、埼玉県の働き方改革基本方針を「県方針」、ふじみ野市の基本方針を「市方針」とさせていただいております。

2 ページ目には今までの主な取組を掲載いたしました。

3 ページ及び4 ページを御覧ください。在校時間の実態については、令和3年度の状況を新たに追加いたしました。

7 ページ以降については、具体的な取組についてです。

7 ページを御覧ください。一番下の「風通しのよい職場環境の推進」については新たに追加いたしました。

8 ページを御覧ください。一番上の「教育委員会が主催する研修等の見直しによる縮減」については、現在行っているオンラインによる会議を併用し、出張を削減していくことについて追加いたしました。

9 ページを御覧ください。一番下の「業務の効率化の推進」については、今まで紙ベースで進めていた各種表簿、資料等の電子化について進め、学校行事については、安易にコロナ前の状況には戻さず、学校行事の目的達成に向けた取組をゼロベースで見直すことについて、記載いたしました。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

丸山委員

結局これは、しなければならないということですよ。

学校教育課長

その通りでございます。

教育長

今回効果があったのは、コロナの関係で卒業式の練習がものすごく減りました。これは変えてはいけない、このまま続けていかなければいけないなど、そのようにして縮減を図っていく。当事者の意識改革というのは、待っていても百年河清を俟つごとしですから、こちらから、システムとして変わっていくシステムを作り出していかなければならない。これは改めて、この2年間のコロナの関係を通して、2年前に戻さないように進めていかなければならないと考えています。

ほかに御質問はございますか。

各委員	(なし)
教育長	他に御質問がないようですので、お諮りします。 第13号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	賛成総員と認め、第13号議案は、原案のとおり決定いたします。
	<b>○第15号議案</b>
教育長	次に、第15号議案「ふじみ野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて」を議題といたします。 本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	学校医、学校歯科医、学校薬剤師については、学校保健安全法第23条の定めにより、これを置くものとなっております。 本年の3月末で任期満了を迎えることから、新たに任期を令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間として、委嘱をするものでございます。 1枚めくっていただき、一覧表を御覧ください。 前回から交代されておりますのは、三角小学校の内科の学校医であります『立麻医院の立麻典子先生』が『ふじみ野整形外科内科骨粗鬆症スポーツクリニックの山口智広先生』に交代をされております。 それ以外の先生につきましては、再任をお願いする予定であります。 なお、学校医、学校歯科医、学校薬剤師につきましては、ふじみ野市医師会、歯科医師会、薬剤師会よりそれぞれ御推薦をいただいて選定しております。
教育長	この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	御質問がないようですので、お諮りします。 第15号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	賛成総員と認め、第15号議案は、原案のとおり決定いたします。

<p>教育長</p> <p>社会教育課長</p>	<p><b>○第16号議案</b></p> <p>次に、第16号議案「ふじみ野市文化財保護審議会委員を委嘱することについて」を議題といたします。</p> <p>本議案の説明を社会教育課長よりお願いします。</p> <p>ふじみ野市文化財保護審議会委員を委嘱することについて御説明させていただきます。</p> <p>議案を1枚めくっていただき、別紙の委員名簿の案を御覧ください。</p> <p>本議案につきましては、ふじみ野市文化財保護審議会委員の任期が令和4年3月31日をもちまして任期満了となるため、4月1日付で委員名簿の皆様へ文化財保護審議会委員を委嘱するものでございます。</p> <p>ふじみ野市文化財保護審議会は、ふじみ野市文化財保護条例第4条に基づき設置し、教育委員会の諮問に応じ、重要事項を審議し、必要と認める事項を建議するための機関となっております。</p> <p>定員は10名以内となっており、今回の委員の内、9名の方が再任、1名が新任となります。</p> <p>説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>御質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>第16号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第16号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p> <p>学校教育課長</p>	<p><b>○報告事項</b></p> <p>続いて、報告事項に移ります。「専決処理に関する報告（ふじみ野市教育相談室設置条例の一部を改正することにて）」学校教育課長から報告をお願いします。</p> <p>専決処理に関する報告ふじみ野市教育相談室設置条例の一部を改正することについて御報告いたします。</p> <p>こちらにつきましては、大井教育相談室の住所を廃止し、現在運営して</p>

	<p>いる上福岡教育相談室をふじみ野市教育相談室として一本化するものでございます。</p> <p>本案件につきましては、令和4年第1回ふじみ野市議会定例会にて、条例改正の議決を得ております。</p> <p>以上報告いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
教育長	
各委員	(なし)
教育長	御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
	<p><b>○報告事項</b></p>
教育長	<p>次に、冒頭でお諮りいたしましたとおり、件数番号16番「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立図書館条例の一部を改正することについて）」と件数番号19番「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて）」を一括審議いたします。それでは社会教育課長から報告をお願いします。</p>
社会教育課長	<p>ふじみ野市立図書館条例の一部改正を専決処理したことについて御説明いたします。</p> <p>資料を2枚めくっていただき、新旧対照表を御覧ください。改正した点は3点あります。</p> <p>1点目は、ふじみ野市立大井図書館の位置を西文化施設の所在地であるふじみ野市大井中央二丁目1番8号に改めました。</p> <p>2点目は、ふじみ野市立上福岡図書館、大井図書館の両館の年末年始の休館日について、現行、12月28日から翌年の1月4日までの休館を西文化施設と同様に12月29日から翌年の1月4日までとし、開館日を1日増やすものでございます。</p> <p>3点目は、移転後の大井図書館では有料で貸出を行う会議室及び研修室がなくなることから、大井図書館の会議室及び研修室を削るものでござい</p>



ます。

なお、改正内容は令和5年10月1日から施行し、軽微な字句の修正は公布の日から施行するものといたしました。

大井図書館を西文化施設に移転することについての正式な意思決定を行った上で指定管理者募集を令和5年4月1日から実施するに当たり、令和4年第1回市議会定例会へのふじみ野市立図書館条例の一部改正議案を提出する必要があったため、ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、専決処理いたしました。

次に、ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部改正を専決処理したことについて御説明いたします。

資料を3枚めくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

改正した点は3点あります。

1点目は、移転後のふじみ野市立大井図書館の利用時間は、現行の午前9時から午後8時までとなっておりますが、新たに設置いたします事前予約による受取コーナーのみ利用時間を、西文化施設と同様に午前9時から午後10時までとし、利用時間を拡大するものでございます。

2点目は、条例の一部改正と同様に、大井図書館では有料で貸出を行う会議室及び研修室を削るものでございます。

3点目は、現在、ふじみ野市立上福岡図書館、ふじみ野市立上福岡西公民館図書室及びふじみ野市立大井図書館は、指定管理者が管理・運営全般を所掌しておりますことから、各担当をする組織を削るものでございます。

また、最後のページにあります図書館利用カードに描かれている図柄を今後、数種類の図柄を作成し、選択出来るようにするものでございます。

ふじみ野市立図書館条例の一部改正をすることによるため、「申し合わせ事項」に定める「教育委員会会議における議論の余地がないもの」と判断し、専決処理いたしました。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。

丸山委員

第5条の(2)で改正後の休館日は1月1日から4日と12月29日か

<p>社会教育課長 教育長</p>	<p>ら31日までの7日間、改正前は1月1日から4日と12月28日から31日までの8日間とありますが、休館日が1日減るということですね。</p> <p>その通りです。開館日が1日増えるということとなります。</p> <p>ほかに御質問はございますか。</p> <p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○報告事項</b></p> <p>次に、こちらも冒頭でお諮りいたしましたとおり、件数番号17番「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立公民館条例の一部を改正することについて）」と件数番号20番「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて）」及び件数番号24番「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて）」から件数番号30番「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正することについて）」まで及び件数番号32番「専決処理に関する報告について（ふじみ野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正することについて）」を一括審議といたします。</p> <p>それでは件数番号17番と件数番号20番を大井中央公民館長から、件数番号24番から件数番号30番までを教育総務課長から、件数番号32番を社会教育課長から、それぞれ報告をお願いします。</p>
<p>大井中央公民館長</p>	<p>件数番号17、専決処理いたしました、ふじみ野市立公民館条例の一部を改正することについて、御説明いたします。本件については、令和4年第1回市議会定例会にて議案提出の必要があったため、ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき専決処理いたしましたので、同条第4項の規定により御報告いたします。</p> <p>今般の条例改正は、大井中央公民館から新たに西文化施設に建て替えることに伴い、ふじみ野市立公民館条例から大井中央公民館及び大井中央公民館分館に関する規定を削除する一部改正を行うものです。</p>

お手元の資料をめぐっていただき、「ふじみ野市立公民館条例新旧対照表」を御覧ください。

主な改正点としまして、第9条に表記されております「大井中央公民館分館」の名称を削除いたします。また、別表第1及び別表第2に表記されております「大井中央公民館」及び「大井中央公民館分館」の名称及び関係項目を削除いたします。

施行は令和5年4月1日を予定しております。主な改正点は以上です。

次に、報告事項20、専決処理いたしました、ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて、御説明いたします。本件については、令和4年第1回市議会定例会にて、ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例が議決されましたことを受け、ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき専決処理いたしましたので、同条第4項の規定により御報告いたします。

お手元の資料をめぐっていただき、「ふじみ野市立公民館条例施行規則新旧対照表」を御覧ください。

主な改正点としまして、第2条及び第3条、第5条、第9条、第21条に表記されております「大井中央公民館」及び「大井中央公民館分館」の名称及び関係項目を削除いたします。なお、第5条の連絡調整公民館及び第21条の公民館運営審議会庶務は、「上福岡西公民館」に改めます。また、別表第1に表記されております「大井中央公民館」及び「大井中央公民館分館」の名称及び関係項目を削除いたしますとともに、別表第2に表記されております「大井中央公民館」の名称及び関係項目を削除いたします。施行は令和5年4月1日を予定しています。

主な改正点は以上です。

次に、教育総務課長、説明をお願いします。

件数番号24から30の7件の報告事項について、一括して御説明します。

今回の改正の主な理由は、公民館条例の一部改正等により大井中央公民館等を削ったことに伴うもので、関連する規則及び規程を改正するものでございます。

それでは、報告事項ごとに概要を御説明します。

教育長  
教育総務課長

まず、件数番号 24、教育委員会事務局組織規則の一部改正です。

新旧対照表を御覧ください。別表第 2 で大井中央公民館を削ることとします。別表第 1 は公民館条例の一部改正とは関係ありませんが、令和 4 年度から新たに社会教育課の地域学校協働活動事業が加わることで、また、成人式から二十歳の集いに名称を変えることから一部改正をするものでございます。

次に、件数番号 25、教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正です。大井中央公民館鶴ヶ岡分館が表記された条文を削ることとします。

次に件数番号 26、教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正です。

新旧対照表を御覧ください。対象施設を規定した第 2 条第 1 項第 1 号のふじみ野市立大井中央公民館及び第 4 号のふじみ野市立大井図書館を削ることとします。

次に、件数番号 27、教育委員会決裁規程の一部改正です。

新旧対照表を御覧ください。学校給食課の「ふじみ野市立栄養指導センターの管理運営に関すること」は、旧上福岡給食センターにあったもので、すでになくなっているため削ることとします。その下の社会教育課を御覧ください。令和 4 年度から地域学校協働活動事業が始まることに伴い、「地域学校協働活動に関すること」を新たに加え、専決権者を課長等にします。その下の段、大井中央公民館を削ることとします。ページをめくっていただき、別表第 3、1 の教育機関の長及び給食センター所長の専決事項で、財務の関係が抜けておりましたので加えることとします。次に、2 教育機関の長の専決事項を御覧ください。大井中央公民館及び公民館分館を削ることとします。

次に、件数番号 28、教育委員会文書規程の一部改正です。

新旧対照表の別表を御覧ください。大井中央公民館の項を削ることとします。

次に、件数番号 29、教育委員会公印規程の一部改正です。

新旧対照表の別表第 1 を御覧ください。13 の項、大井中央公民館長の印を削ることとします。

<p>教育長 社会教育課長</p>	<p>次に、件数番号30、教育委員会職員の勤務時間に関する規程の一部改正です。</p> <p>新旧対照表の別表を御覧ください。施設名から大井中央公民館を削ることとします。説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。</p> <p>続いて、社会教育課長、説明をお願いします。</p> <p>ふじみ野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部改正を専決処理したことについて御説明いたします。</p> <p>資料を2枚めくっていただき、新旧対照表を御覧ください。</p> <p>ふじみ野市立公民館条例の改正に伴い、大井中央公民館を削るものでございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>ふじみ野市立公民館条例の一部改正をすることによるため、「申し合わせ事項」に定める「教育委員会会議における議論の余地がないもの」と判断し、専決処理いたしました。説明は以上です。よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今の報告事項については、すべて大井中央公民館及び分館の廃止に関わる字句等の訂正でございます。この報告事項について御質問がございましたら、一括してお受けします。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>ふじみ野市立公民館条例の一部改正の新旧対照表の改正案、これがすべてですよね。この改正案の第9条で利用者は、第5条の許可と同時に別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市に自治組織の設置の届け出をした町会、自治会又は町内会が上福岡西公民館分室を利用する場合の使用料は無料とする。ということですよ。</p>
<p>大井中央公民館長 教育長</p>	<p>その通りでございます。</p> <p>言わずもがななんですが、付け加えておきますと分館等は廃止となりますが、分館そのものは名称を変えて、そのまま継続して残ります。その場所には、今までの社会教育施設ではなくて、コミュニティ施設として、今後協働推進課が担当して、存続をすることとなっております。あくまでもこれまで進めてきた事業にさらにコミュニティ活動を入れていくということで、発展的にさらに進めていくという考え方でございます。</p> <p>ほかに御質問はございますか。</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>(なし)</p> <p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでし</p>

<p>各委員 教育長</p>	<p>ようか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、報告の内容のとおり一括して了承いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○報告事項</b></p> <p>次に、こちらも冒頭でお諮りいたしましたとおり、件数番号 18 番「専決処理に関する報告について（ふじみ野市資料館条例の一部を改正することについて）」と件数番号 21 番「専決処理に関する報告について（ふじみ野市資料館条例施行規則の一部を改正することについて）」から件数番号 23 番「専決処理に関する報告について（ふじみ野市資料館の資料に関する規則の一部を改正することについて）」までを一括審議といたします。</p> <p>それでは歴史民俗資料館長から報告をお願いします。</p>
<p>歴史民俗資料館長</p>	<p>専決処理に関する報告について（ふじみ野市資料館条例の一部を改正することについて）御説明申し上げます。ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 3 項の規定により教育長の専決処理としたので、同条第 4 項の規定により、ふじみ野市資料館条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 70 号）の一部を改正することについて報告します。</p> <p>2 枚紙をお目繰りになりまして、新旧対照表を御覧ください。条例第 2 条における大井郷土資料館の位置を、現在のふじみ野市大井中央二丁目 19 番 5 号の所在地から苗間 40 番地 39 に改めるとともに、条例の名称に係る字句の改正、「ふじみ野市資料館」を「ふじみ野市立資料館」に改めるものでございます。大井郷土資料館の移転先となる旧商工会館大井支所は国登録有形文化財旧大井村役場や旭ふれあいセンターに隣接し、川越街道やふじみ野駅に近いなど交通の便が良く資料館としての事業展開がしやすい条件に恵まれております。旧商工会館大井支所では資料の収集・保存と整理作業を行い、旧大井村役場や西文化施設、学校に設置する文化財展示室などで展示や講座等の事業展開を行ってまいります。なお、このことにつきましては、令和 4 年 3 月議会において議決をいただいております。</p> <p>次に、件数番号 21（ふじみ野市資料館条例施行規則の一部を改正することについて、件数番号 22（ふじみ野市資料館運営協議会規則の一部を改正することについて）、件数番号 23（ふじみ野市資料館の資料に関する</p>

<p>教育長</p>	<p>る規則の一部を改正することについて) 御説明申し上げます。</p> <p>改正の内容はふじみ野市資料館条例の一部を改正したことに伴い、ふじみ野市資料館条例施行規則、ふじみ野市資料館運営協議会規則、ふじみ野市資料館の資料に関する規則の題名、および条文中の「ふじみ野市資料館」を「ふじみ野市立資料館」に改めるものでございます。</p> <p>ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定により教育長の専決処理としたので、同条第4項の規定により、ふじみ野市資料館条例施行規則（平成17年ふじみ野市教育委員会規則第32号）等の一部を改正することについて令和4年3月17日付けで専決処理させていただきましたので、御報告いたします。</p> <p>今のふじみ野市資料館条例施行規則の新旧対照表の中で、ふじみ野市資料館施行規則からふじみ野市立資料館施行規則に改正する訳ですが、立が入っているものと入っていないものとの違いを説明してください。</p>
<p>歴史民俗資料館長</p>	<p>資料館条例は、合併時に大井町・上福岡市のそれぞれにありました資料館が条例においても統合され、ふじみ野市資料館条例として制定されました。今回、他の施設等がすべてふじみ野市立という名称となっておりますので、大井郷土資料館の所在地が変更となることに合わせてふじみ野市立とするものです。なお、上福岡民俗資料館及び大井郷土資料館もそれぞれふじみ野市立となっておりますので、資料館条例等においてもふじみ野市立とすることが適当であるとして改正するものです。</p> <p>なお、本日委員の皆様事前に配布しました件数番号21報告事項の提案理由について誤りがありましたので、差し替えさせていただきましたことをお詫び申し上げます。大井郷土資料館の休館日につきまして現在第2月曜日が休館日となっておりますが、今後十分に検討し、改正が必要な場合は教育委員会会議にお諮りし、ふじみ野市資料館条例施行規則の改正を上程する予定です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>ふじみ野市資料館条例の一部改正で、場所がふじみ野市苗間40番地35号に移るということですが、場所が変わることで、現在の大井郷土資料館の後ろ側にある埋蔵文化財を修復する部屋の方々、新たな場所に移り</p>

歴史民俗資料館長	<p>同様の作業ができるということですか。</p> <p>大井郷土資料館の後ろ側にある建物は、埋蔵文化財の整理室となります。資料館の移転に伴いましては、資料館の職員等は旧商工会館に移りますが、埋蔵文化財整理室の方々の移転先は、現在のところ未定です。</p>
丸山委員	<p>各個人が非常に素晴らしい技術と能力をお持ちですので、是非、その方々を残すとか活用していただきたいと思います。また、たくさんの土器等もありますし、市の財産ですので御検討いただけたらと思います。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>ほかに御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
教育長	<p><b>○報告事項</b></p> <p>次に、件数番号31番「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情処理実施要綱の一部を改正することについて）」学校教育課長から報告をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>令和3年度より、県費会計年度任用職員についても人事評価の対象となりました。そのため、県費会計年度任用職員についても評価結果に対する苦情対応ができるよう、ふじみ野市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情処理実施要綱の改正が必要となりました。</p> <p>本年度、本市における県費会計年度任用職員は、スクールカウンセラーがこれに当たります。</p> <p>県費会計年度任用職員の評価結果への苦情対応については、県費負担教職員と同様の方法で実施することとなります。改正内容については、資料の通り軽微な変更であるため、令和4年3月7日付けで教育長による専決処理をさせていただきました。</p> <p>なお、評価結果に対する苦情申出期間については、令和4年3月14日から3月16日に設定をし、苦情件数はゼロでした。</p> <p>報告事項は以上です。</p>



教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
	<b>○報告事項</b>
教育長	次に、件数番号33番「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会嘱託員設置要綱の運用基準の廃止することについて）」教育総務課長から報告をお願いします。
教育総務課長	件数番号33番、ふじみ野市教育委員会嘱託員設置要綱の運用基準の廃止することについて、御説明いたします。 会計年度任用職員制度の移行に伴いまして、令和2年3月にふじみ野市教育委員会嘱託員設置要綱を廃止したところです。しかしながら、その際、運用基準の廃止が漏れておりましたので、今回廃止にするものです。説明は以上です。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
	<b>○報告事項</b>
教育長	次に、件数番号34番、報告事項「令和3年度ふじみ野市一般会計補正予算（第13号）について」教育総務課長から報告をお願いします。
教育総務課長	報告事項、令和3年度ふじみ野市一般会計補正予算（第13号）について御報告いたします。

資料を御覧ください。資料は、歳入、歳出の順に課ごとにまとめました。金額の増減が大きなものを説明します。

まず、歳入を御覧ください。

1 ページ上から 2 番目の細節名、学校保健特別対策事業補助金の補正 1, 600 万円です。国の令和 3 年度補正予算に「学校等における感染症対策等支援事業」が計上されました。内容は、感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品の整備に係る経費の 2 分の 1 が補助されるもので、その補助金を歳入として増額補正いたしました。対象経費の予算は歳出の小学校費及び中学校費において、消毒液やハンドソープ等の消耗品、教室における 3 密対策として換気を徹底するための保健衛生用備品としてサーキュレーターや CO2 モニター等の備品の購入費用を計上しました。

2 ページ中段を御覧ください。教育費国庫補助金の公立学校情報機器整備補助金 274 万 4 千円です。国の補正予算による補助金を活用し教職員用タブレット端末等の購入に係る補助金を計上するものです。下段のスクールサポートスタッフ配置事業費補助金 698 万 2 千円と新型コロナウイルス感染症・学習支援事業費補助金 2,638 万 4 千円の減額は事業を見送ったことによる減額でございます。

次に 6 ページからの歳出を御覧ください。

まず、全般に渡って、会計年度任用職員の報酬や期末手当等が減額となっています。これは、時間単価を上限で積算している当初予算額と、この年度末でそれぞれの職員ごと執行見込額を算出し直した額との差分をこの補正で予算執行残として計上するものです。また、委託業務等契約額が確定したものについても当初予算額との差分を執行残として計上しております。

6 ページ教育総務課の小学校運営事業、中学校運営事業の増額でございますが、こちらは、先程歳入の方で説明しました「学校保健特別対策事業補助金」に係る経費を計上したものでございます。

次に 7 ページを御覧ください。上から 3 番目の国際化・情報化教育推進事業の増額です。こちらも歳入の補助金として計上しました、公立学校情報機器整備補助金に係る教職員用のタブレット端末 27 台、デジタルカメ

	<p>ラ54台、ネットワークカメラ9台を計上したものでございます。</p> <p>その他については、資料に記載のとおりです。説明は以上です。よろしくをお願いします。</p>
教育長	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
	<p><b>○報告事項</b></p>
教育長	<p>次に、件数番号35番、報告事項「令和4年度ふじみ野市一般会計予算について」教育総務課長から報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>報告事項、令和4年度ふじみ野市一般会計予算について、全体の概要、歳入歳出の主なもの御説明いたします。</p> <p>まず、全体の概要でございますが、資料の1枚目を御覧ください。</p> <p>令和4年度一般会計歳出予算の総額は、約430億5,900万円で、前年度比約15億8,000万円の増額、率にして約3.8%のプラスで、当初予算としては最大の予算規模となりました。そのうち教育費につきましては、全体の約10%、約42億1,100万円で、前年度からは約1.7%の増、金額にして約7,200万円の増額となりました。</p> <p>1枚めくっていただき、次に教育費の歳入について御説明します。</p> <p>1ページ目を御覧ください。細節の列、下から3番目、奨学金貸付金返還金(現年度)は、令和3年度に比べ約268万円の減額となっています。</p> <p>これは平成30年度から利子補給方式に変更し、新規貸付がなくなったことで、返還金についても既に貸し付けた分の返済のみとなるため、今後、貸付金返還金は逡減していくことになります。</p> <p>次に、2ページの下から4番目スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金ですが、令和4年度はスクール・サポート・スタッフの配置は実施しないため0円となっています。</p>

次に、3 ページの一番上、学校給食費保護者等負担金現年度分が増額となっています。要因については、児童生徒数の増加に伴う増額です。（小19人、中6人）

次に、4 ページの上から5 番目、地域学校協働活動推進員支援事業補助金は、地域学校協働活動に係る新たな補助金です。

次に歳出について御説明いたします。

7 ページ教育総務課の上から6 つめの小学校施設管理事業、その下の小学校大規模改造事業、1 つ飛んで下の中学校施設管理事業の増減は、いずれも工事量の増減によるものです。工事については、工事計画で御説明しましたとおりです。

一番下の中学校大規模改造事業は、令和5 年度から大井東中学校の大規模改造工事を予定しているため、その設計業務委託料を計上したものでございます。

次に、8 ページの学校教育課です、上から3 番目の国際化・情報化教育推進事業ですが、児童生徒用タブレット端末等の購入費で約7, 170 万円の増額、ALT 派遣業務委託料が約572 万円の増額、ICT 機器関連借上料が約5, 440 万円の減額となっています。

次に、9 ページの学校給食課です、上から3 つ目、あおぞら学校給食センター管理運営事業約731 万8 千円の増額は、工事請負費が約268 万5 千円の増額、公共施設生ごみ処理委託料約302 万5 千円の増額、調理室天井及び壁面清掃委託料104 万5 千円の増額が主なものの要因となっております。

次に10 ページ社会教育課、上から2 つ目の地域学校協働活動推進事業は、令和4 年度からの新規事業で、これまでの「放課後子ども教室推進事業」を吸収し、地域学校協働活動に係る費用を計上したことにより増額となったものです。

二十歳の集い事業は、これまで成人式事業として実施してきたところですが、令和4 年4 月から成年年齢が18 歳に引き下げられることから、名称を成人式から「二十歳の集い」に変更し、引き続き20 歳を対象とし実施するものです。

下から3 つ目の権現山古墳群保存管理事業の増額は、樹木剪定業務委託

	<p>料及び木柵修繕料（新規）による増額です。</p> <p>次に11ページの大井中央公民館管理運営事業です。下から2つ目の青少年教育事業の減額は、会計年度任用職員1名分の予算を上福岡西公民館管理運営事業へ移動するものです。</p> <p>最後に12ページ中ほどの大井郷土資料館、郷土資料館管理運営事業の732万7千円の増額でございますが、これは大井郷土資料館が旧商工会館へ移転することに伴い、その設計業務委託料の増額が主な要因です。上福岡歴史民俗資料館、福岡河岸記念館の予算は資料に記載されたとおりです。説明は以上です。よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。</p>
各委員	<p>（なし）</p>
教育長	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
	<p><b>○報告事項</b></p>
教育長	<p>次に、件数番号36番、報告事項「令和4年第1回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について」教育総務課長から報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>令和4年第1回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について御報告いたします。</p> <p>一般質問については、3月9日から3日間にわたって行われ16人の議員から大きな項目で47項目の質問がございました。このうち教育に関する質問は、8人の議員から大きな項目で10項目の質問がありました。</p> <p>10項目の質問を課別に見ますと、教育総務課に関するものが1項目、学校教育課に関するものが7項目、社会教育課に関するものが2項目でした。</p> <p>質問内容につきましては、教育総務課の所掌関係として、緑被率の向上に関して、校庭の芝生化に関する質問をいただきました。</p> <p>学校教育課関係では、①部活動の地域移行に関する質問、②小中学校教</p>

	<p>職員の健康管理に関する質問、③子どもの性暴力被害防止の「生命の安全教育」事業に関する質問、④スクールサポートスタッフに関する質問、⑤小学校における新型コロナウイルス感染状況に関する質問、⑦生き抜く力の醸成に関する質問をいただきました。</p> <p>社会教育課関係では、①訪れるならふじみ野市観光施策の促進に向けての質問、②図書館サービスの推進に関する質問をいただきました。</p> <p>それぞれの質問の内容及びそれに対する答弁の内容は、お手元の報告書のとおりです。一般質問の概要に関する報告は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。</p>
丸山委員	<p>7, 8, 9 ページですが、病気などで休職している教職員の状況とその原因、職場環境の改善と産業医などによる休職している教職員への支援、代替教職員の確保に対して回答をしておりますが、これは学校教育課が担当ですか。</p>
教育長	<p>学校教育課です。</p>
丸山委員	<p>学校教育課としては、働き方改革との絡みで、このように進めていますということでの宣言といたしますか答弁ということだと思いますが、これで大丈夫ですか。</p>
学校教育課長	<p>そのとおり進めていくということで考えております。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p> <p>以上で、公開とする議案及び報告事項の審議を終了いたします。</p>
	<p><b>○各課からの報告</b></p>
教育長	<p>この後は非公開の審議になりますので、その前に各課・館長から別件で報告をしておくべき事項あるいは挨拶等がありましたらお願いいたします。</p>

<p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>それでは、教育部長からお願いします。</p> <p>(各部・課長：報告)</p> <p><b>○次回の日程等</b></p> <p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>今回は、令和4年4月19日(火)午後6時30分から、会場は市役所本庁舎3階A301会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(了承)</p> <p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。</p> <p>それでは、ここからは非公開となりますので、教育部長、教育総務課長以外の職員は退席をお願いします。</p> <p><b>非公開</b></p> <p><b>○非公開の解除</b></p> <p>ここで非公開を解除し、改めて第14号議案「令和4年度ふじみ野市教育委員会職員人事について」が原案のとおり決定いたしましたことを御報告いたします。</p> <p><b>○閉会の宣告</b></p> <p>以上で、令和4年第3回定例教育委員会会議を閉会いたします。</p> <p>長時間にわたり、ありがとうございました。</p>
<p>(20時15分)</p>	